

監査報告のひな型の改定について

2023年8月17日
公益社団法人日本監査役協会

公益社団法人日本監査役協会は、この度「監査役（会）監査報告のひな型」、「監査委員会監査報告のひな型」及び「監査等委員会監査報告のひな型」を改定いたしました。

以下に主要な改定点を紹介いたしますが、内容については適宜本文を直接御確認いただきますようお願いいたします。

1. 「監査に関する品質管理基準」の改訂への対応

「監査に関する品質管理基準」は、2021年11月16日に改訂がなされています。改訂基準の適用は、2023年7月1日以後に開始する事業年度の監査から実施することとされている一方、早期適用が可能となっています。今後も同基準の改訂の都度、適用時期による端境期が生じうることを踏まえ、同基準の制定（改訂）日付の記載を削除することといたしました。

上記のとおり、ひな型としての汎用性を勘案した対応ですので、適用時期について確認の上、引き続き同基準の制定（改訂）日付を記載していただくことは何らの差支えもございません。

2. 監査上の主要な検討事項（KAM）についての言及

監査役等の監査報告書におけるKAMへの言及については、「監査上の主要な検討事項（KAM）及びコロナ禍における実務の変化等を踏まえた監査役等の監査報告の記載について」（2021年2月26日）において、記載の要否の考え方及び記載する場合の文例について取りまとめを行っています。そこで、同文例について言及する注記を追加いたしました。

3. 細部の字句、表現の統一

今回の改定を機に、各ひな型間で細かな字句や表現の差異が生じていた箇所につき、統一する修正を行いました（いずれも、内容面に係る修正ではございません）。

以上